

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例  
(趣旨)

第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七条の二第四項及び第五項、第十八条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、病床数の補正の基準、専属薬剤師の設置並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。

(病床数の補正)

第二条 法第七条の二第四項の規定により、同条第一項若しくは第二項に規定する申請があった場合又は同条第三項に規定する措置を採るべきことを命ずる場合において、知事が当該各項に定める地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、規則で定める。

2 法第七条の二第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項に規定する申請があった場合又は同条第三項に規定する措置を採るべきことを命ずる場合において、知事が当該各項に定める地域における既存の病床数を算定するに当たって既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数の基準は、規則で定める。

(専属薬剤師の設置)

第三条 法第十八条の規定により、専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、規則で定める。

(病院の人員)

第四条 法第二十一条第一項の規定により、病院は、次に掲げる従業者を有しなければならない。

- 一 薬剤師
- 二 看護師及び准看護師
- 三 看護補助者
- 四 栄養士
- 五 診療放射線技師、事務員その他の従業者
- 六 理学療法士及び作業療法士

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。  
(病院の施設)

第五条 法第二十一条第一項の規定により、病院は、消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）を有しなければならない。

2 療養病床を有する病院は、前項の消毒施設及び洗濯施設のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室

3 第一項の消毒施設及び洗濯施設並びに前項各号に掲げる施設の構造設備は、規則で定める。

(療養病床を有する診療所の人員)

第六条 法第二十一条第二項の規定により、療養病床を有する診療所は、次に掲げる従業者を有しなければならない。

- 一 看護師及び准看護師
  - 二 看護補助者
  - 三 事務員その他の従業者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

(療養病床を有する診療所の施設)

第七条 法第二十一条第二項の規定により、療養病床を有する診療所は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室

2 前項各号に掲げる施設の構造設備は、規則で定める。

(非常災害対策)

第八条 病院又は診療所の管理者は、消防設備及び震災、風水害、火災その他の災害（以下この条において「非常災害」という。）に対して必要な設備を設け、当該病院又は診療所の実状に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての従業者に周知するよう努めなければならない。

2 病院又は診療所の管理者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うよう努めなければならない。

(患者の人権擁護)

第九条 病院又は診療所の管理者は、患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するよう努めなければならない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。